

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

12

2022 Dec.

Vol.497



- マイナンバーカードについて2.3
- マンスリートピックス4.5
- 会議所からのお知らせ6.7
- 相談事例からの発見 8
- 読みもの 9
- 魅せられて 10
- 会議所スケジュール他 11

特集

事業所やお店でマイナンバーカードを作りますか？



写真：P10「魅せられて」のコーナーで紹介
小料理こうた 高橋宏太郎さん 愛子さん

日本商工会議所創立100周年
地域とともに、未来を創る



●諏訪商工会議所ホームページ
<https://www.suwacci.or.jp/>



●諏訪商工会議所 会員限定 メール配信サービス
セミナーや経営支援に関する情報をお届けいたします。
ぜひ、ご登録ください。



事業所
お店で

諏訪市の職員(委託を受けた事業者)が事業所へ訪問し申請の手続きを行います

マイナンバーカードを作りますか？

諏訪商工会議所と諏訪市は、事業所・お店へ出張し、マイナンバーカードの申請手続きを行います！

諏訪市外の住所地の方も申請いただけます。マイナンバーカードを申請していない従業員等の皆さんがいらっしゃいましたら、ぜひご活用ください！

企業のご担当者の方へ ー職場へのマイナンバーカード出張申請 申込み方法ー

▶ 諏訪商工会議所の職員が対応します

1 諏訪商工会議所へお問い合わせください。☎ 0266-52-2155

2 従業員等の皆さんへ「マイナンバーカード申請希望」の調査

3 希望者がいる場合は、希望者のリストを「マイナンバーカード出張申請 申込書」へ記載
氏名の他、住所と生年月日を必ず記入してください。
「マイナンバーカード出張申請 申込書」は、用紙または Excel フォーマットでお渡します。

4 日程の候補日選定（「マイナンバーカード出張申請 申込書」へ記載）
候補日の会場(会議室等)を押さえてください。出張申請の実施期間は令和5年2月28日(火)までです。

5 「マイナンバーカード出張申請 申込書」を提出
提出場所 諏訪商工会議所 提出方法 郵送、メールまたは職員が受け取りに伺います

6 後日、日程調整のご連絡をします ※諏訪市または委託を受けた事業者よりご連絡します。

7 諏訪市民の方へ、事前に「暗証番号設定依頼書」をお渡しください
依頼書は事前にご担当者様へお渡します。
事前のご記入にご協力をお願いします。当日会場で記載いただくことも可能です。
※市外の方は、自身の住所地・役場でマイナンバーカード受け取り時にご記入いただけます。



マイナンバーカードを発行するメリット

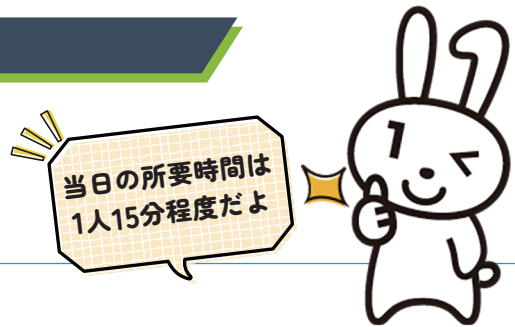
- 1 最大20,000円分のマイナポイントがもらえる！
マイナンバーカードの申請を12月末までに行うと、マイナポイントを受け取る手続きが可能です。
早めの申請をおすすめします！
- 2 本人確認書類になる
- 3 コンビニで住民票の写しや課税証明書などの各種証明書が取得できる
- 4 健康保険証としても使える（手続きが必要です）
- 5 新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用
- 6 オンラインで行政手続
子育てなどに関する手続もオンラインで、ワンストップで。
- 7 「マイナポータル」行政機関などが持つあなたの情報を確認できて暮らしがもっと便利に！



申請者の方へ ー手続き当日から受け取りまでの流れー

▶ 諏訪市(委託を受けた事業者)が訪問します

- ① 写真撮影をします
- ② 持ち物の確認をし、申請書にご記入いただきます



持ち物

✓ 本人確認書類

顔写真付の身分証明書がある方	顔写真付の身分証明書がない方
<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の中から「2点」または「1点+保険証」 ・ 運転免許証 ・ 旅券(パスポート) ・ 障害者手帳 ・ 在留カード 	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の中から「2点」 ・ 健康保険証 ・ 介護保険証 ・ 年金手帳 ・ 福祉医療費受給者証 ・ 年金証書

✓ 通知カード(個人番号通知書) ※顔写真付の身分証明書がない方は、通知カードをお持ちいただかないとマイナンバーカードをご郵送できません。

✓ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ※当日会場で記入いただくことも可能です。

✓ 暗証番号設定依頼書

③ 諏訪市民の方は、約1ヶ月半後にご自宅へマイナンバーカードをお送りします

※持ち物がそろわなかった場合や諏訪市外の住所地の方は、後日マイナンバーカード受け取りの通知が届きます。
ご本人様が通知と持ち物をそろえて、自身の住所地の市役所・役場でお受け取りください。



11/22(火)にエルシーブイ(株)さんの社内で申請手続きを行いました!



Q & A 皆さんの疑問にお答えします

Q 出張費などはかかりますか?

A 発行手数料や出張費などは一切かかりません。
証明写真もその場で、無料で撮影します。

Q 証明写真は自分で用意したものを使えますか?

A パスポートサイズ(縦4.5cm×横3.5cm)の証明写真をご持参いただければ使用できます。
但し、写りによっては使用できない場合がございます。

Q 土日祝の申請は可能ですか?

A 原則、平日の申請を想定しています。

Q 家族の分の申請は可能ですか?

A 当日、本人が申請会場へお越しいただける場合は可能です。

Q 出張申請の日都合が悪い従業員がいます

A ご自身の住所地の市役所・役場またはスマートフォンでも申請手続きは可能です。

Q マイナポイントの申し込み手続きはどうやってするのですか?

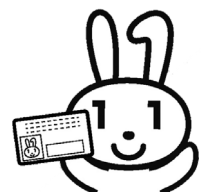
A マイナンバーカードを受け取ってから、令和5年2月末までにご自分のスマートフォンから「マイナポイント」のアプリをダウンロードして申し込むことができます。カードリーダーがあれば、パソコンからも申し込みできます。市役所や郵便局、携帯ショップの専用端末からも申し込み可能です。

Q 通知カードを無くしました

A 申請自体は可能ですが、カードの受け取りが住所地の市役所・役場が変わる場合があります。

Q 諏訪市民ではないのですが、申請できますか?

A 申請はできますが、カードのお受け取りは、住所地の市役所・役場になります。



出張申請の申込み 諏訪商工会議所 ☎ 0266-52-2155

マイナンバーカードについてはコチラ!



マイナンバーカードに関するお問い合わせ 諏訪市 市民環境部 市民課 市民係 ☎ 0266-52-4141(内線 112、120)

10月

- 21日 ▶ パワハラ防止法説明会
- 22日 ▶ 不動産相談会
- 23日 ▶ 第226回日商珠算・暗算検定試験
諏訪湖マラソン
- 25日 ▶ インボイス導入説明会
- 26日 ▶ 資源開発部会
Air ビジネスツールズ説明会
- 27日 ▶ 第27期臨時議員総会、第28期新議員総会・
情報交換会



11月

- 8日 ▶ 青年部定例会
- 9日 ▶ 労働保険適正加入促進委員会
- 10日 ▶ 若手後継者等育成事業女性会研修会(・11日)
- 12日 ▶ まちゼミ(～12/13)
- 15日 ▶ SUWA-ケーション準備会
諏訪市労務対策協議会 理事会
- 19日 ▶ 諏訪市商業連合会 新えびす講 大売り出し(～12/4)
- 20日 ▶ 第162回日商簿記検定
諏訪市のみ渡りプレミアム付応援チケット販売(・21日)

11/12 (土) ▶ 12/13 (火)

地域のお店へ気軽に入店！ 得するまちのゼミナール開催！

諏訪市内のお店の方が講師となり、プロならではの技術や専門知識を無料で学べるまちゼミを開催しました。

20店舗が出展し、参加者は知らなかったお店や気になっていたお店へ気軽に入店でき、次回の来店へとつながる取り組みとなりました。



県内でも数少ない「インディバ」を体験できる講座

11/19 (土) ▶ 12/4 (日)

諏訪市商業連合会 新えびす講 開催！

諏訪市にある69店の商店等は、えびす講の期間にあわせて大売り出しを行いました。

1,000円お買い物ごとに、お買い物券などが当たるスクラッチカードを配布し、人とのふれあう機会が少ない中、お客さんに来店してもらうことができました。



(左)宮坂副会長 (中)長谷川会長 (右)木下副会長

11/4 (金)

女性会 主催「健康講座」 体のこりをほぐす健康体操

オフィス・エンジェルスマイルの進藤久美さんを講師に迎え、毎日座りっぱなしや立ちっぱなしの状態、硬くなった体のこりをほぐすストレッチや、痴呆予防の頭の体操などを行いました。

9名が参加し「心身共にリフレッシュすることができ、習ったストレッチを毎日続けて行きたい」と、親睦を深めながら楽しいひと時を過ごしました。



元気に体操する参加者

11/16 (水)

命名！「おしなそば」



「食」を切り口に地域の賑わいを創出する賑わい創出プロジェクト資源開発部会(部会長・代田あゆみ)は、上野大根や諏訪産みそで食す新たな蕎麦のメニュー名称を「おしなそば」と発表。蕎麦文化が開いた江戸中期の書物『蕎麦全書』や、諏訪地域の蕎麦の歴史などを踏まえて名称を決定しました。「おしなそば」は、11月30日(水)より市内の8店舗(予定)で提供します。詳しくは当所ホームページ(QR)を参照ください。



(左)笠原副部長、(中央)代田部長、(右)宮坂事務局長

11/20
(日)

11/21
(月)

市内店舗の消費拡大を目指して

「諏訪のみ渡しプレミアム付応援チケット」販売！

諏訪市から事業受託しているプレミアム付応援チケットは、11月20日に諏訪市文化センター、21日に諏訪商工会館で販売し、8,000冊を完売しました。

引き続き取扱店舗を募集していますので、会議所ホームページより募集要項をご確認ください。



応援チケットを購入する市民のみなさん

11/22
(火)

地元企業のDXから学ぶ
デジタル化推進セミナー 開催！

NTT DXパートナーの山崎賢さんとアルティメイトプロジェクト(株)藤森幸穂さんから、デジタル化で変化した消費行動や競争環境や、DXツールの導入のポイントなどについて説明をしました。オンラインを含む30名の参加者からは、地元企業の成功事例に耳を傾けながら理解を深めました。



業務改善のためDX導入について学ぶ参加者

コロナ関連助成金のお知らせ

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について



雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度となります。業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の令和4年12月1日から令和5年3月31日までの助成内容等は以下のとおりです。

※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、令和4年11月25日時点での予定です。

●経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所。なお、コロナ特例を利用したことがない事業所は、諏訪公共職業安定所へご相談ください。



●経過措置の内容について (注)金額は1人1日あたりの上限額。

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則	助成率：2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業	助成率：2/3 9,000円 (解雇等を行わない場合 9/10)	



緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なります。

information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 決算など説明会及び個別指導会のご案内

■ 年末調整と源泉税納付個別指導会

当所と青色申告会では、年末調整と決算・確定申告に関する指導会を開催します。



日時 ▶▶▶ 令和5年1月13日(金)・16日(月) 午後1時～4時

場所 ▶▶▶ 諏訪商工会館 5階 大会議室

持ち物 ▶▶▶ 源泉徴収簿・扶養控除等申告書・基礎控除申請書・保険料控除申告書・給与支払報告書(総括表、個別明細書)・納付書(徴収高計算書)・事業主、専従者、従業員のマイナンバーがわかる書類・国民年金保険料等証明書・保険料(生命保険、地震保険)の証明書・認印・計算機・筆記用具 等

* 税額がなくても税務署、市役所への申告が必要です。

* 「納期の特例」を受けている方は1月20日(金)が納期限となります。

なお、「納期の特例」を申請していない方は、1月10日(火)が納期限となります。

* 市役所及び税務署(給与支払額が500万円以上)へ提出する給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表へは、事業主のマイナンバーの記載が必要となります。添付書類として、事業主のマイナンバーのわかる書類(マイナンバーカードの写し又は通知カード及び運転免許証などの写し)をご用意ください。

■ 決算書作成個別指導会

日時 ▶▶▶ 令和5年2月17日(金)・20日(月)

【午前の部】午前10時～正午 **【午後の部】**午後1時～4時

場所 ▶▶▶ 諏訪商工会館 5階 大会議室

持ち物 ▶▶▶ 決算書・前年決算書・帳簿類・筆記用具・計算機・認印 等



* 複式簿記で青色申告特別控除(55万円)をとられる方は、期首(R4.1.1)と期末(R4.12.31)の資産・負債を調べて来てください。

■ 確定申告個別指導会(所得税・消費税)

日時 ▶▶▶ 令和5年3月1日(水)～3日(金)・6日(月)

【午前の部】午前10時～正午 **【午後の部】**午後1時～4時

場所 ▶▶▶ 諏訪商工会館 5階 大会議室

持ち物 ▶▶▶ 決算書、前年決算書、確定申告書、前年確定申告書、国民年金保険料等支払った旨の証明書、保険料等の証明書、年金や給与取得のある方は源泉徴収票、マイナンバーカードの写し又は通知カード及び運転免許証などの写し、電子申告をする方はマイナンバーカード、ID・パスワード方式の手続きがお済の方は「ID・パスワード届出完了通知」、帳簿類、計算機、認印 等

できる限り指導会期間中にマスク着用の上お越し下さい

【お問合せ先】 諏訪商工会議所 TEL: 0266-52-2155

▶▶▶ 2023年のカレンダーを配布しています!

ご希望の方は、諏訪商工会議所までお越しください。

※数に限りがございます。先着順ですのお早めに!
※お電話などでの予約は受け付けておりません。

● 勇往邁進【サイズ: A2・7枚】

四季折々の日本風景を、移ろいゆく自然の神秘と、美しい映像を通してお楽しみいただける写真集カレンダーです。

日本各地から厳選された各所を彩る四季の色を、十分にご鑑賞いただけます。



秋の徳川園/愛知



夕日の沈む芽ヶ崎西浜海岸/神奈川県



松浦鉄道 浦ノ崎駅/佐賀

▶▶▶ 特定商工業者負担金の納入にご協力ください

該当される事業場には、先月に郵送にてご案内させていただきました。

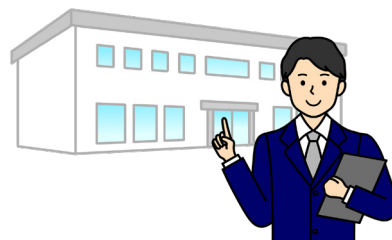
特定商工業者法定台帳の作成にあたり、調査及び負担金賦課（1,000円）について納入くださいますようお願い申し上げます。

商工会議所は商工会議所法第10条（以下「法」という）の定めに従い、地区内の特定商工業者（商工会議所の会員・非会員にかかわらず、法によって該当する商工業者の全て）について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という）を作成しています。

これは、地区内の商工業の状況を的確に把握し、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する役割を担う地域経済団体である商工会議所の事業として定められたものです。

作成した法定台帳は、地区内商工業の基礎資料として、商工会議所の地域及び産業振興事業、行政の企画する商工業振興施策及び商取引の斡旋等幅広く運用しております。

当地区においては必要最小限の経費について、一律にて負担金（年額 1,000円）を地区内の特定商工業者の過半数の同意に基づき、該当する事業者様にご負担いただいております。



詳細はコチラ

【お問合せ先】 諏訪商工会議所 TEL：0266-52-2155

特定商工業者とは

毎年4月1日現在において、それまで6ヶ月以上引き続き諏訪商工会議所の地区内（諏訪市域）に営業所等を有する商工業者のうち、次のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ①本商工会議所の地区内（諏訪市域）の営業所等で常時使用する従業員の数が20人以上（商業又はサービス業の場合は5人以上）
- ②4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上



▶▶▶ 「観光関連事業者向け BCP作成支援セミナー」のご案内

オンライン開催

参加無料

～BCP(事業継続計画)や事業継続力強化計画を作成することで、もしもの時だけでなく平時の備え、お客様への安心の提供など様々な場面で活用できます～
観光関連事業者の皆さんに特化した「観光関連事業者向け BCP 作成支援セミナー」を開催します。
2日間のセミナーで、一通り自社のBCPを完成させます。ぜひ、この機会をご利用ください。

本講座のねらい ▶▶▶ もしもの時に備えるプランを作成します。

1日目 BCPの重要性と「観光BCP作成ガイド」の使い方を理解します。

2日目 1日目のセミナー受講後、2日目までに観光BCP作成ガイドをもとに自社のBCPを社内で検討します。
2日目に実施するグループディスカッション・講師指導をもとに記入内容をブラッシュアップします。

日時 ▶▶▶ **1日目** 令和5年2月07日(火) 13:00～17:00

2日目 令和5年2月24日(金) 13:00～17:00

対象 ▶▶▶ 観光関連産業
(宿泊/観光施設/飲食/交通分野<タクシー、国内船社、貸切バス>の経営者、管理職、社員 など)

お申込み方法 ▶▶▶ 詳細・お申し込みはこちら→<https://www.suwacci.or.jp/4931/>
※定員になり次第終了します



講師 ▶▶▶ 観光レジリエンス研究所代表 **高松 正人 さん**

2020年設置の「観光危機管理・事業継続力強化研究会」(日商・日観振共管)スーパーバイザー/観光レジリエンス研究所代表

主催 ▶▶▶ 諏訪経営安定特別相談室 (岡谷・諏訪・下諏訪・茅野商工会議所)

【お問合せ先】 諏訪商工会議所・観光まちづくり推進課 TEL：0266-52-2155

お客様がお店に来ない理由

「お店を知らないのではなく、知っている。」「もう一度利用したいというわけではなく、なんとなくもう一度利用してみた。」「でも実は三度目の利用はなく、利用しなくなってしばらく経っている。」といったお店がたくさんあるのではないのでしょうか。飲食店の皆さんとの会話からも実感しています。



コロナ禍ではたくさんの飲食店がテイクアウト商品の販売をしました。「あのお店は行ったことなかったけど、この機会に行ってみようかな」と、初めて利用をされたお客様も多かったと聞きしています。そして、

お客様から「とても美味しかったから、また来ました！」と数回の利用があったそうです。しかし、そんなお客様が、最近はテイクアウトも店内飲食も利用しなくなったそうです。

「やっぱり、物価高騰で家計が厳しくなったのかな…」「コロナ禍で助けてくれただけなのかな…」飲食店の皆さんは口々にそう言いますが、少し視点を変えて考えてみます。

Q 家から遠いから？

A いえいえ、職場から車で数分だし、帰宅途中なのでわざわざではありません。

Q お料理が美味しくなかった？

A いえいえ、美味しかったので数回足を運びました。

Q 店員さんの接客に不満があった？

A いえいえ、気さくに話してくれて不満なんて何ともありません。

もし、そのお客様の立場で「何故利用しなくなったの？」と質問されたら正直答えに困ると思います。

利用しない理由には「ない」んです。「なんとなく」行かなくなってしまったのです。



おそらく職場からも家からも近く、お店の前も数え切れないほど通っていると思います。利用しているので、入りにくいお店というわけでもありません。利用しようと思えばすぐにでも利用することができるお店です。行けない、行きたくない理由なんて特に無いのに行かない。実はお客様が利用しなくなったのには、このような現象が起きているような気がします。

つまり理由は、お客様が日常生活で「お店のことを思い出すきっかけがない」ということです。人のうれしい感情は、Instagram や Twitter のタイムラインのようにどんどんアップデートされて、過去のうれしい感情は奥底に押しやられていきます。

感情の奥底にあるうれしい感情や思い出を「思い出す」ことは、実は人の行動に大事な要素です。せっかく出逢ったお客様です。時々お客様がお店とのうれしい感情を思い出すような何らかの接触をすることで、またご来店いただけたらと思います。
(職員 中沢 源雄)



「ブランドとは『つくり手と消費者との約束』」



日経B P総合研究所 上席研究員
渡辺 和博

この春に香川県観音寺市を訪ねたとき、港のそばの魚屋さんで地域の名産「伊吹いりこ」を買いました。それから麺類を食べるときのだしなどに使っていますが、しっかりしたうまみがありながら、上品ですっきりとした味わいにすっかりファンになってしまいました。それまでいりこといえば臭みを減らすために、頭やはらわたを取り除いてから使うものと思っていました。「伊吹いりこ」はそうしなくてもおいしだしが取れます。観音寺市の沖合 10km にある伊吹島で水揚げされたカタクチイワシをすぐ加工していりこに仕上げている、鮮度にこだわる製法によって臭みが少ないものになるそうです。こうした品質を維持する製法やブランドを伊吹漁業協同組合が管理しています。

ブランドの起源は、家畜の所有者が自分と他人の家畜を判別するために押した焼き印だといわれています。それが、消費者から見て生産地や生産者を見分けるための役割も果たしてきたといえます。消費者にとってブランドの「あり・なし」では何が違うのでしょうか。生産者や生産地の違いによって期待される品質や満足に差があることを表現しているのがブランドです。私がおの後も「伊吹いりこ」を選んで購入しているのは、そのブランドで得られる機能やデザインによる満足が約束されていると感じるからです。つまり、ブランドとは「つくり手と消費者の間で交わされる約束」の象徴だといえるでしょう。

地域ブランドにはさまざまな種類があります。沖縄〇〇や北海道〇〇のように、地名そのものが独特の意味を持つ場合や、焼き物の有田や金属食器の燕・三条のように産業が集積した歴史や背景があり、地名自体が特定分野でブランド化している例もあります。さらに細分化されてつくり手そのものがブランド化する例として、宮崎の和牛ブランド「尾崎牛」などがあります。

いずれにしてもブランドにとって大切なのは、ただその場所で作られているというよりも、モノづくりを通じてどのような満足を提供できるか消費者との間で約束されているかだと思います。地域のブランドづくりに関わっていると、時に違和感を覚えることがあります。地域ブランドづくりを推進する人たちが、「ロゴマークやネーミング」そのものがブランドだと思ってしまう、売り込みたい内容について「まず消費者との間に交わす約束を決めましょう」と言っても、理解してもらえないことがあるのです。

「伊吹いりこ」の例で言えば、消費者が手軽に上質なだしが取れるという価値を約束するものが「伊吹いりこ」というブランドであり、それを実現するモノづくりのルールとして、特定のつくり手が「鮮度にこだわる」という要素が決まっています。ロゴマークやデザインは後回しでも、消費者との約束が守られていればブランドは確立できているのです。

戦国武将のリアル

「関ヶ原の戦いで徳川家康と関わった武将④ 加藤清正」



東京大学史料編纂所 教授
本郷 和人

今回は加藤清正を取り上げる。前回、名古屋城の普請を命じられて不平を唱える福島正則を、清正は「文句があるなら謀反の支度をしろ。その覚悟がないならめったなことを言うな」とたしなめていた。これが史実なら、清正はなかなか穏当で理性的な人柄であるように見えるが、確実な資料ではどうだろうか。古文書から見よう。

清正の最初の妻は、2万石ほどの大名、山崎片家という人の娘であった。彼女は清正が文禄の役で朝鮮に出陣している頃に病気で亡くなったと推測される。秀吉の没後、徳川家康は自身のいとこ（家康生母の弟・水野忠重の娘）である女性を養女とし、清正に娶（めとら）せた。彼女は1万石の化粧料を携えて加藤家に嫁入りし、後々まで徳川と加藤の関係維持に努めた。のちに清浄院と名乗ったので、便宜的に彼女のことはこの名で呼ぶ。

清正には何人か側室がいて、そのうちの一人が浄光院である。彼女は清正とともに朝鮮に渡っていて、同地で娘、あま姫を産んだ。姫は成長すると、徳川家の重臣である榊原康政（館林 10万石）の嫡男、康勝と結婚した。康勝は妻の母だということで、浄光院に贈り物をした。すると、清正から叱責の手紙が来た。

今回あなたはあま姫の母だという理由で、浄光院に進物をしました。その行為は誤りです。わたし（清正）の正妻は清浄院です。ですから、あま姫の母も、清浄院なのです。わたしはまだ、あなたに清浄院を紹介していません。ちゃん

と清浄院を紹介したら、彼女に贈り物をしてください。清浄院にあいさつした後なら、浄光院とどう関わろうかが構いませんが、まずは清浄院へのあいさつが先です。そうしたことを弁（わきま）えないと、笑われますよ。

大名たるもの、多くの家臣を路頭に迷わせることのないよう、しっかりと家を次代につないでいかねばならない。そのためには子どもをたくさんつくる必要があるのも、一夫多妻は当たり前。そこでは正妻と側室のけじめが必要となる。また徳川家の威光は絶大である。清浄院は実際には養女だが、カタチの上では家康の娘である。だから大切にしなければならぬ。この二点を踏まえて、清正の論理に向き合ってみると、彼の言い分は確かに正論といえど正論なのだろうか。しかし、生真面目というか、面白みがないというか。

1990年代に米国でスリーストライクス・アンド・ユー・アー・アウト法というものが制定された。重罪の前科が2回以上ある者が3度目の有罪判決を受けた場合、仮にそれが軽微な犯罪であっても、罪の種類にかかわらず終身刑となるというものであった。野球のバッターの三振になぞらえて、俗に三振法という。はるか昔に清正は、家中の武士に対し、軽微な罪でも三回を数えると切腹が申し渡される、という慣習法を取り入れたという。今の世にも「それは筋が違う話だ」とか「筋」をやたらと強調する人がいるが、清正はそういう四角四面な人だったのかもしれない。



小料理 こうた
高橋 宏太郎さん 愛子さん

👉 ゆっくりと季節の料理が楽しめます

当店は「隠れ家的な雰囲気、少人数でゆっくりとお寛ぎいただけるお店」をコンセプトにしています。特にご予約いただいた時には、貸し切りを基本としてゆったりとした空間でご利用いただけます。

季節を感じられるコースを日替わりで、少しずついろいろなものを楽しんでいただけるよう、手間を惜しまず多くの食材を散りばめています。日々の献立は全て記録して、毎回違う料理を提供することを心がけています。



コース料理の前菜

👉 周りを気にせず飲食できる場を

長野県内の保養所に料理長・支配人として長年勤務し、独立後は下諏訪でレストランを経営していました。東京都出身ですが、長野県で20年以上を過ごしています。少人数で安心して食事を楽しめるお店をやりたいと思い、昨年の10月に当店はオープンしました。



👉 お客さまからの声が一番の“やりがい”

食材の希望や年齢層、会の趣旨などに合わせた献立作りが、一番気を遣っています。それと同時に、お客さまの顔を思い浮かべながら新しい料理への挑戦や発想など常

に向上心を持って仕事をするのが“やりがい”でもあります。「毎回違う料理だから、今日も楽しみにしてきた」「今回も美味しかったよ」などのお客さまからの声は何よりも嬉しく、励みになっています。

料理内容や盛り付け、器の選定など常に勉強や情報収集し、次回お越しいただいた時には前よりもさらに良くなっているように、これからも立ち止まらない姿勢でお客さまをお迎えできるようがんばります。



意匠を凝らした野菜

👉 諏訪のみ渡りプレミアム付応援チケット

諏訪市発行のプレミアム付応援チケットが、1月31日まで当店でもご利用いただけます。なじみのあるお店以外にも、行ったことのないお店へお出かけするきっかけとしてもご利用いただきたいです。

宴会、接待でのご利用、仲の良い女性グループやご家族での慰労会など、年末の特別な時間をぜひ当店でお過ごしください。



● 小料理 こうた

住所：諏訪1-12-15 TEL:75-0673
営業日：木金土曜 17:00～22:00 (L.O 21:30)
※予約の場合は定休日なし

昼の部 11:00～14:00 夜の部 17:00～22:00

※駐車場がないため、駅前市営駐車場をご利用ください。

※貸し切り利用の場合がございますので事前にお問い合わせください。



新会員のご紹介

会員数1588件(11月20日現在)



事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
WeldingProcess SV	丸山 章	南町9-3	55-3265	金属素形材製品製造業
関モーターズ	関 力	湖南1389-1	53-7844	自動車整備業



お取引先、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、ぜひご紹介下さい。
ご紹介先には職員がぜひお伺いさせていただきます。

定例相談日

※相談会場は諏訪商工会館です。



▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会(弁理士会諏訪支部)

12月15日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

要
予約

毎週水曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随
時
実
施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談

【専門相談員】当所 経営指導員

会議所スケジュール



12
月

- 1日 ▶ 諏訪実業高校 インターンシップ(・2日)
- 7日 ▶ プロが教える「超採用力」ワークショップ 第1弾
- 15日 ▶ 発明相談会
- 16日 ▶ 機械金属(協)理事会
- 19日 ▶ 常議員会
- 22日 ▶ 臨時議員総会
- 23日 ▶ 国道20号諏訪バイパス建設促進要望
- 24日 ▶ 不動産相談会
- 26日 ▶ 諏訪市地域公共交通活性化協議会
- 28日 ▶ 信州キャリア・ザ・ライブ

1
月

- 5日 ▶ 会員新年会
- 13日 ▶ 年末調整個別指導会(・16日)
- 26日 ▶ プロが教える「超採用力」ワークショップ 第2弾
- 28日 ▶ 不動産相談会



諏訪商工会議所の WEB セミナーを利用して経営に役立てよう

経営・労務・人材育成など幅広い内容のセミナー・研修を**無料**で受講できます。
オンデマンドセミナーのため、いつでもどこでも視聴できます！

諏訪商工会議所の
ホームページより
ご覧いただけます

WEBセミナー

←… こちらのバナーをクリック 諏訪商工会議所 HP <http://www.suwacci.or.jp/>

諏訪商工会議所
IDとパスワードは

ID:k0810 パスワード:2155

【お問合せ先】諏訪商工会議所 TEL:52-2155

令和5年 会員新年会のご案内

地域経済活動再スタートに向けて動き出そう
地域経済活動再スタートの想いを込めて『諏訪商工会議所 会員新年会』を開催いたします。経済人自らが動き出して、地域経済を活気づけましょう！



詳細・お申込みはこちら

日時

令和5年1月5日(木)
17時30分～19時頃(受付:16時30分～)

会場

浜の湯
(諏訪市湖岸通り 3-3-10)

会費

お一人様 5,000円 ※事前納入にご協力をお願いいたします
12月16日(金)までに下記へお振込みいただくか、会議所窓口まで。

振込先	銀行名	八十二銀行 諏訪支店
	普通口座	353040
	口座名義	諏訪商工会議所

※振込手数料はご負担ください
※お振込みの方は、入金確認後、12月28日(水)までに当日の入場券となるハガキを郵送します

申込方法

12月16日(金)までに上記QRコード、または会議所HPから専用フォームにてお申込みください。

連絡事項

- 12/27(火)17時時点で、長野県等から行動制限・集会等の自粛要請が無い限り、予定どおり開催いたします。(当所ホームページで開催有無を掲載します)
- 参加者全員の氏名を把握するため【事前申込みのみ】とさせていただきます。また、会費の事前納入にご協力ください。
- 【キャンセル規定】
12/27(火)までのキャンセルは全額ご返金、それ以降は返金ございません。

必ずよくなる

「プロが教える」 超採用力ワークショップ



開催日 1月26日[木] 14時▶16時

講師



株式会社IKI&IKI代表取締役社長
橋本 芳裕氏

採用競合に勝つ! 自社の魅力と発見

- ・あなたの会社はどこ会社と比較されている?
- ・求職者に刺さる原稿テクニック
- ・自社の求人改善とワーク

会場 オンライン

詳しい内容・お申込みはこちらをご確認ください



【お問い合わせ先】 諏訪市労務対策協議会 0266-52-2155